

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

---

令和4年9月5日 午前10時47分 開 議

---

出席委員

委員長	櫻井繁行
副委員長	設楽健夫
委員	中根光男
委員	川村成二
委員	小倉博

---

欠席委員

なし

---

委員外議員

なし

---

出席説明者

教育長	井坂庄衛
教育部長	坂本重男
学校教育課長	仲澤勤

---

出席書記名

議会事務局 柏崎博子

---

## 議 事 日 程

令和4年9月5日（月曜日）午前10時47分 開 議

### 1. 開 会

### 2. 事 件

- (1) 小中義務教育学校スクールバスの指定停留所以外での降車事案について
- (2) 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について
- (3) かすみがうら市民生委員推薦会委員推薦について
- (4) 閉会中の所管事務調査の申し出について
- (5) その他

### 3. 閉 会

---

開 議 午前10時47分

#### ○櫻井繁行委員長

改めまして、こんにちは。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

本日、教育長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

#### ○教育長（井坂庄衛君）

本日はお忙しい中、文教厚生委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。

本会議でもごあいさつさせていただきましたが、かすみがうら市の将来を担う子どもたちの成長のため、そして、生涯学習発展のために誠心誠意努力してまいる所存でございますので、ご指導、ご鞭撻、よろしくお願いいたします。

さて、本日は、小中義務教育学校スクールバスの指定停車所以外での降車事案について、前回、文教厚生委員会で説明いたしました資料に関しまして、一部取り下げをさせていただきたく、ご説明をさせていただくものでございます。

今後、このような対応を生じさせることのないよう、教育委員会事務局及び学校教職員に対し、改めて指導してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名します。

議会事務局、柏崎係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、(1) 小中義務教育学校スクールバスの指定停留所以外での降車事案についてを議題といたします。

ここで委員各位、執行部に申し上げます。

本委員会におきましては、法令を遵守し、特に個人情報に配慮した上で発言をしていただくことを求めます。

説明を求めます。

なお、説明は、簡潔にお願いいたします。

○教育部長（坂本重男君）

それでは、ご説明させていただきます。

前回、8月23日の委員会で報告をさせていただきました、教育委員会が作成しました、当該事案の要望書に係る報告書に対しまして、その後、要望者から一部内容に相違があるとの申し入れがございまして、8月30日の市議会全員協議会において説明し、提出を差し控えさせていただいたとおり、前回、文教厚生委員会での資料②の報告書及び資料③スクールバスの下校状況について、取り下げをお願いするとともに、これに併せ、前回の委員会での資料②及び資料③に係る説明箇所を議事録から削除させていただきたく、お願いをさせていただくものでございます。

このような事態になってしまいましたのは、要望書、1番目の事実の調査と教員の動きや校長の確認、了承についての記載であったこと及び報告書の中にあります、再発防止策としてのスクールバス運行マニュアルの作成を2学期から運行開始に間に合うように進めたこともございまして、報告書作成に当たり、要望者側の意見との整合性まで確認せず、学校から提出された時点の疑問点を学校に再確認するのみで作成をしてしまったことにございます。

また、8月30日の午後には、宮嶋市長にも出席をしていただいて、要望者側と市教育委員会及び学校で協議の場を持ちました。その席上でも、教育委員会としての報告書としては、一方のみの調査をもって作成したことについての疑問、問題点のご指摘を受け、教育委員会といたしましても、教育委員会としての報告書としては不十分な内容の資料であり、事実関係の確認、整理を行いまして、改めて報告書を作成し、要望者と学校側双方に内容を確認した上で、改めて報告させていただく旨をお伝えいたしました。

あわせて、8月23日に提出をさせていただきました、文教厚生委員会資料②、③について、文教厚生委員会に申し出をし、資料の取り下げをお願いすることとして、説明をさせていただいております。

今後、改めて報告書を作成し、整い次第、文教厚生委員会にご報告させていただくよう考えております。

以上のように、文教厚生委員会に内容が不十分な資料を提出してしまいまして、大変申し訳ありませんでした。

今後、このような事態が生じることのないよう、十分注意をしながら、事務に当たってまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

説明については、以上でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で、説明が終わりました。

暫時休憩いたします。 [午前10時53分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午前11時09分]

それでは、ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等はございませんか。

○川村成二委員

内容的には、調査が不十分だったということでの修正の提案ですけれども、その調査が不十分だった

というのは、相手からの意見で判明したということは、資料を作成した学校側としては、要は間違いだったということを学校が認めているんですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○教育部長（坂本重男君）

8月30日の協議の場におきましては、一部学校側で記載が不十分でないと認めたこともございますが、学校側として、誤った内容ではないというような部分もございまして、要望者と調整がつかない部分があるというような状況でございます。

○川村成二委員

要望者との調整がつかないということは、その報告書の文面に対して、削除しなければならない内容があったのか、修正しなければならない内容だったのか、その辺の相違点というのは、どういう内容なのでしょう。

○教育部長（坂本重男君）

学校側で作成した部分について、要望者側の認識している事態と相違があるというような部分が一部ありまして、先般、教育委員会としましては、学校側から出てきたものを報告内容として提出をさせていただいたところです。改めて要望者の状況の認識等確認した中で、学校側で出した部分に、要望者との事実関係の申告と相違がある部分がございますので、今後、そういったものを調整した中で、改めて報告書を作成させていただければというように考えております。

○川村成二委員

そうしますと、学校側の担当者が作成したものが、要は思い込み等で書いてしまったということからすると、そういう資料の作成の仕方は、本来、やはり好ましくないものだと思うんですけれども、そういったことに、なぜなったのかという原因というのは何かつかんでいますか。

○教育部長（坂本重男君）

結果的に相違がある部分が確認できたということでございます。本来、教育委員会として、事実関係を学校側の整理したものと、要望者側から出されている要望書との整合性を十分調整した中で報告すべき関係であったと考えておりまして、本来、中立の立場で事務を進めるべき教育委員会として、対応が不十分な点があったというようなことで認識しております。

○川村成二委員

本来、こういう事案がないにこしたことはないんですけれども、万が一、こういう事案があった場合には、今回の、要は修正しなければならなかった経緯を踏まえて、やはり再発防止策を十分検討すべきだと思いますが、教育委員会として再発防止策については、どのような対応をしようということで考えているのかお伺いします。

○教育部長（坂本重男君）

今般の事案を踏まえまして、改めて、中立の立場の教育委員会というような立場を事務局内部で、私も含めまして、改めて認識をさせていただいた中で、今後、事務に当たらせていただければと考えております。

○川村成二委員

ちょっと細かいことを申し上げることになりますが、教育委員会の委員は人事異動によって、人が替わることが多いわけですので、そういった対応しなければいけないということについては、マニュアル化が必要なのかなという気がします。

ぜひ、検討した上で、マニュアルの作成で対応を継続するようにはしていただくということは、いかがでしょうか。

○教育部長（坂本重男君）

改めて、内部でマニュアル含めた改善策等を検討させていただければと思います。

○櫻井繁行委員長

ほかに、ご質問等はありませんか。

暫時休憩いたします。 [午前11時15分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午前11時16分]

○設楽健夫副委員長

すべからく事実に基づいて、対応していくということについては、要望としてお願いします。

○教育部長（坂本重男君）

事実に基づいて事務を進めるというのが大変ごもっともなことでございます。改めて事務局内でもそういった意思統一をしながら、事務に当たってまいります。

○櫻井繁行委員長

ほかに、ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

お諮りいたします。

るる委員の皆様からもご意見をいただきました。そういった中で、教育部長の先ほど説明でもあったように、8月23日の文教厚生委員会の今回の事案について、資料の一部修正及び取り下げ、さらには、再提出、また、それに付随をして、8月23日の文教厚生委員会においての説明箇所を会議録から削除するということが提案としてあったわけですけれども、こちらにきまして、委員の皆様、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、皆様からの同意をいただきましたので、委員長に一任いただき、会議録を調製させていただきたいと思っております。

執行部の皆様は、しっかりとまた進めていただきたいと思います。

○川村成二委員

今、前回の委員会の会議録の修正、資料の取り下げ等が確定したんですけれども、そのときに配布された運行マニュアルに関する資料については、その後の全員協議会で修正版、最終版が配布されています。ぜひとも、次回、報告書を提出する際には、運行マニュアル等についての最終版を文教厚生委員会にも提出と説明をお願いしたいと思います。

○教育部長（坂本重男君）

次回の文教厚生委員会のほうに修正をさせていただいた報告書に併せまして、マニュアル等のご説明をさせていただければと考えております。よろしく願いいたします。

○櫻井繁行委員長

そのほか、委員の皆様から、何かご要望等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ご要望等もないようですので、本件を終結いたします。

これで、執行部の方には退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午前11時19分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午前11時20分]

次に、(2)請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願についてを議題といたします。

請願書の内容につきましては、既にお配りをしておりますが、本日、紹介議員の川村議員にご出席をいただいておりますので、川村議員より請願書の朗読及び説明をお願いいたします。

○川村成二委員

それでは、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願につきまして、説明させていただきます。

本件につきましては、茨城県教職員組合が県内の自治体でそれぞれ提出しているもので、かすみがうら市に対しては、私が紹介議員として提出をさせていただいたものです。

1 ページ目は、106名の方から署名をいただいたものでございます。

請願趣旨につきまして説明をさせていただきます。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策の対応も含め、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

昨年度、改正義務標準法が施行され、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられました。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校での35人学級の早期実現が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級などの実現が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として、定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するために条件整備は不可欠です。

こうした観点から、政府予算編成において裏面の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

請願事項については3点ございます。

- 1、中学校での35人学級を早急に実現すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、政府への意見書の提出を求めるものでございます。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。

以上で、紹介議員、川村議員より本請願に対する朗読及び説明をいただきました。

これより審査に入ります。

それでは、各委員のご意見等をお伺いいたします。

ご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○小倉 博委員

実際、今、子どもたちの置かれている社会環境の中での先生方の働いている姿を見ると、やはり大変なところも多く見られると思います。

やはり子どもは宝ですから、学校の環境整備という意味でも、子どもたちの向上という意味でも、この請願に対しては、採択すべきものと私は考えております。

○中根光男委員

今、請願事項の中の3項目めについては、私も常日頃から改善しなくちゃならないというふうに思っている事項でありまして、これ、やはり早急に国のほうでも改善をしていただきたく、この請願については採択、そういう立場でお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ほかに発言ないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

これより、請願第3号を採決いたします。

請願第3号を採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、請願第3号は採択することに決定をいたしました。

ただいま、本委員会で採択いたしました、請願第3号につきましては、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関等へ意見書の提出が求められておりますので、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）の提出についてを議題といたします。

ここで意見書（案）の配布をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午前11時26分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午前11時26分]

配布漏れはございませんか。

それでは、ただいまお手元にお配りいたしました意見書（案）について、各委員でお目通しをいただきたいと思っております。

暫時休憩いたします。 [午前11時27分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午前11時27分]

それでは、意見書（案）につきまして、ご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、発言がないようですので、これより、意見等（案）につきまして採決いたします。  
本意見書（案）を国の関係機関等に提出することについて、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本意見書（案）は全会一致をもって国の関係機関等に提出すべきものと決定いたしましたので、その案文を議長宛てに提出させていただきます。

なお、意見書（案）につきましては、提出者の説明省略並びに即決されたい旨を議長宛てに申し出をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、（3）かすみがうら市民生委員推薦会委員の推薦についてを議題といたします。

なお、任期につきましては、令和4年8月1日から令和7年7月31日までの3年間となっております。

ここで、暫時休憩いたします。 [午前11時29分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午前11時29分]

それでは、かすみがうら市民生委員推薦会委員1名の推薦をお願いいたします。

ここで、どなたかご推挙いただけますでしょうか。

○設楽健夫副委員長

引き続き、中根委員をお願いしたいと思います。

○櫻井繁行委員長

ただいま、設楽副委員長から、中根委員を推選することのご意見がございました。

お諮りいたします。

設楽副委員長からの指名のとおり、中根委員を推選することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、かすみがうら市民生委員推薦会委員に中根委員を推選することで議長に報告いたします。

次に、（4）閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

閉会中の所管事務調査申出書（案）についてお目通し願います。

暫時休憩いたします。 [午前11時30分]



○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午前11時31分]

お諮りいたします。

本案のとおり、議長宛てに閉会中の所管事務調査について、申し出ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、そのように議長宛てに申し出させていただきます。

次に、(5)その他でございますが、茨城県市議会議長会主催による、令和4年度第1回議員研修会の出席者の選出についてを議題といたします。

来る11月21日、月曜日から22日、火曜日までの2日間にわたり、茨城県市議会議長会主催による、令和4年度第1回議員研修会が、筑西市のダイヤモンドホールを会場に開催されますことから、各常任委員会からそれぞれ出席者1名を選出されるよう求められております。

なお、本研修の2日目が、令和4年第4回定例会、開会日の日程と重なっていることから、1日目のみの参加をお願いいたします。

ここで、事務局から発言を求められておりますので、発言を許します。

○議会事務局書記（柏崎博子君）

議員研修会におきまして、第1日目午後2時から講演会があります。

その後、午後4時30分から意見交換会が予定されております。こちらにつきましては、各常任委員会の出席者が確定した後、その出席者と相談をさせていただきまして、意見交換会の参加の有無を決めさせていただきたいと思っております。

意見交換会は、飲食を伴うことが想定されておりますので、コロナ禍を考慮し、また、定例会の開会前日でもありますので、慎重に対応したいと考えておりますので、その旨ご承知おきいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午前11時33分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午前11時35分]

これより、本研修の出席者につきまして、ご意見等をお伺いいたします。

どなたかご推挙いただけますでしょうか。

○中根光男委員

小倉委員を推薦いたします。

○櫻井繁行委員長

ただいま、中根委員から小倉委員を本研修の出席に推薦するのご意見がございました。

それでは、小倉委員を本研修の出席者とし、議長に報告することよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、本日の日程事項は、全て終了いたしました。そのほか、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ないようですので、以上で文教厚生委員会を散会いたします。  
御苦勞様でした。

散 会 午前11時35分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長      櫻   井   繁   行